

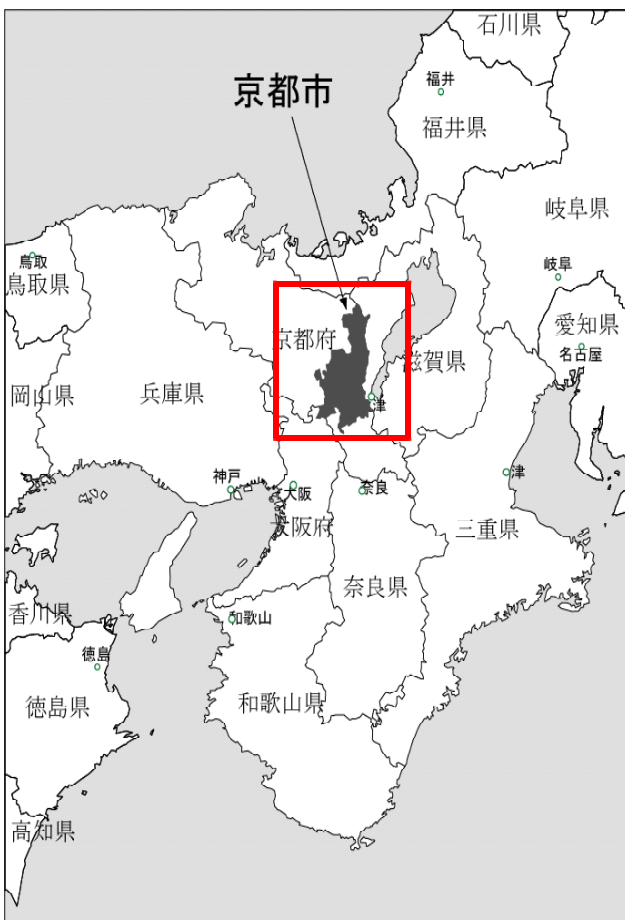
バス事業における「管理の受委託」

京都市

○ 取組の概要

市が路線、運賃等の決定に責任を負いつつ、運営を民間バス事業者に委託することにより低コストでの運営を可能とする、バス事業における「管理の受委託」を推進。

○ 京都市の概要



京都市の概要

市役所所在地

- 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

人口

- 1,385,401人 (~H17.3.31)
 - 1,392,072人 (H17.4.1~)
- ※H17.3.31現在 (住民基本台帳人口)

合併の状況

- 平成17年4月1日、京北町を京都市に編入。

○ 取組について

1. 取組の背景

- ・京都市バス事業は、市域内公共交通輸送の約 3 割を担い、市内における中心的な交通機関であるが、乗客数の減少や多額の人件費負担等により財政状況が悪化している。そのため、特に経営環境が悪い市南西部を管内とする横大路営業所路線の経営改善に向け、「管理の受委託」を導入した。

<導入前後の収支の状況>

(単位 百万円)

区 分	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
交通局全体	△ 4,567	△ 5,719	△ 6,327	△ 5,688	△ 6,795	△ 1,020
うち横大路営業所	△ 1,622	△ 1,757	△ 1,533	△ 904	△ 1,077	△ 959

- ・また、更なる経営健全化のため、管理の受委託を全市営バス車両数の 2 分の 1 まで拡大することとしており、現在、順次委託を拡大しているところである。

2. 取組の具体的内容

- ・管理の受委託とは、京都市が路線、運賃等の決定に責任を負いつつ、その運営を民間バス事業者に委託することにより低コストでの運営を可能とするもので、市民の足を守りながら事業の効率化を図る有力な手法である。

※乗合バス事業の管理の受委託

道路運送法第 35 条に基づき、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務について一体的に他バス事業者に委託を行うもの。運行責任、車両及び収入は委託者に帰属する。委託先には、委託に要する経費を支払う。

事業の管理を委託する路線の範囲は、委託者の一般バス路線の長さ又は使用車両数に対する比率で 1/2 以内であること等の要件を満たす必要がある。

- ・これにより、平成 12 年 3 月、13 年 3 月の 2 期に分けて横大路営業所を委託した後、将来的には管理の受委託をバス事業規模の 2 分の 1 まで拡大することとし、平成 16 年 3 月には洛西営業所、平成 17 年 3 月には九条営業所の一部の委託を実施。

<経緯>

平成 12 年 3 月	横大路営業所の半数の規模を O バス (株) へ委託
平成 13 年 3 月	同営業所残り半数を O バスと P バス (株) へ委託
平成 15 年 3 月	市南部地域の 3 系統を横大路営業所へ移管し、P バスへ委託
平成 16 年 3 月	洛西営業所を Q バス (株) と O バス (株) へ委託
平成 17 年 3 月	九条営業所の一部を P バス (株) へ委託

< 委託の条件 >

- ・ 委託先（平成 17 年 3 月実施計画 ※走行キロ数は平日の数値）

横大路営業所

○バス（株）：在籍車両数 76 両、系統数 10、走行キロ数 8.6 千 km

Pバス（株）：在籍車両数 35 両、系統数 8、走行キロ数 4.0 千 km

洛西営業所

Qバス（株）：在籍車両数 65 両、系統数 10、走行キロ数 8.8 千 km

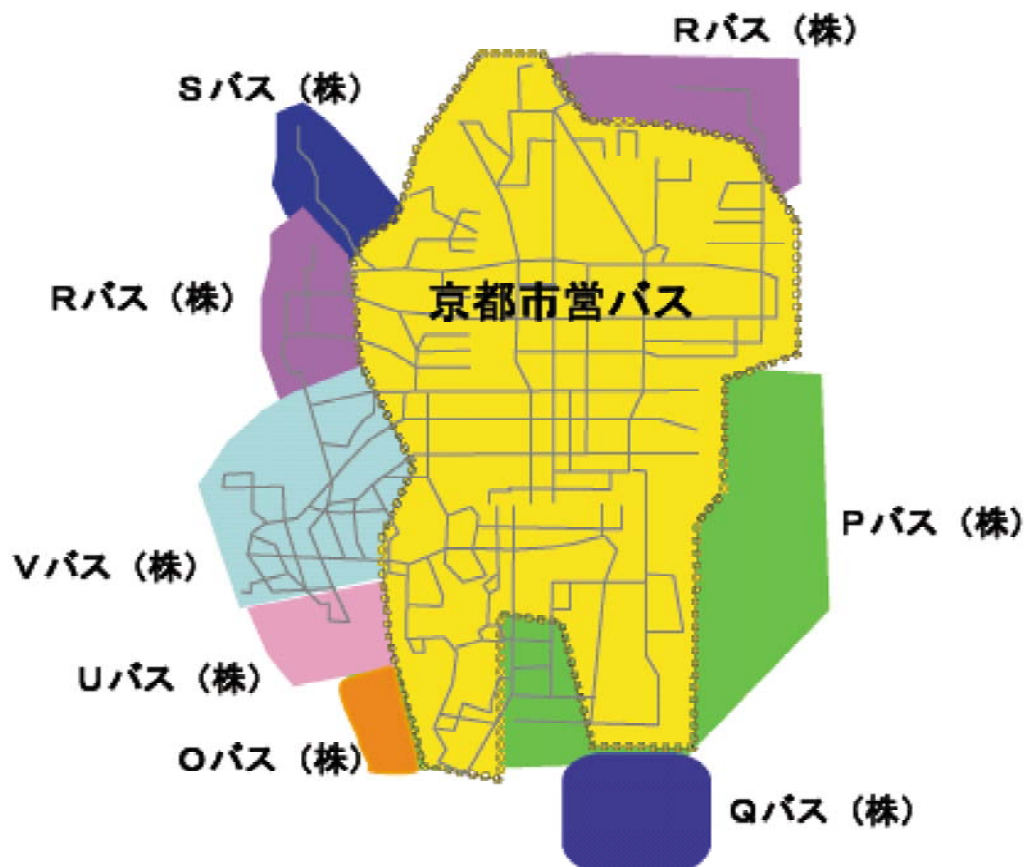
○バス（株）：在籍車両数 29 両、系統数 3、走行キロ数 3.6 千 km

九条営業所

Pバス（株）：在籍車両数 57 両、系統数 6、走行キロ数 6.7 千 km

- ・ 委託内容 運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- ・ 選定理由 受託者選定過程の透明性を確保するため、外部の有識者を加えた「管理の受委託の受託者選定委員会」を設置し、その答申に基づき決定したものである。

京都市内の乗合バスの主な営業区域



3. 取組にかかる事業費

- ・ 委託費

平成 12 年度決算（6 系統委託）：7 億 7,600 万円（税抜，以下同じ）

平成 13 年度決算（12 系統委託）：12 億 9,300 万円

平成 14 年度決算（12 系統委託）：12 億 6,000 万円

平成 15 年度決算（15 系統委託）：13 億 0,500 万円

平成 16 年度決算（31 系統委託）：23 億 2,600 万円

4. 取組の体制

- ・ 管理の受委託の受託者選定委員会

委員：7 名（局内委員 4 名、弁護士 1 名、公認会計士 2 名）

目的：管理の受委託実施に当たり、受託者選定過程の透明性を確保することにより、幅広く競争原理を発揮し、公正で的確な判断ができるよう、管理者の諮問に応じて、受託者の選定などを審議するもの。

5. 取組の成果

- ・ 路線、運賃等の決定を市が行うため、利用者に対するサービス水準を確保できるとともに、低コストでの事業運営が可能。
- ・ 平成 17 年度において、全体で 19 億 600 万円の費用節減を見込む。
- ・ 現在のところ、安全面、接遇面ともに直営と遜色の無い運営がなされている。

6. 今後の課題

- ・ 平成 20 年度までに管理の受委託を全車両数の 2 分の 1 まで拡大予定。
- ・ 国土交通省の許可などとの関係により、委託する路線や車両が明確に区分されるため、従来、当局全体で対応していた多客対応等について、委託拡大に伴い柔軟な対応ができにくくなっている。